

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月30日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

**広島県公安委員会規則第7号**

**広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則**

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(8) 第30条の3の規定による命令

附 則

この公安委員会規則は、平成20年8月1日から施行する。